

○ デジタル庁  
令第十五号  
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第六条の三 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇五 略】

第七条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇五 略】

第七條の二 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第八条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等）をいう。以下この条において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四條第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同法第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

【一〇五 略】

【一〇五 略】

第六條の三 法別表第二の七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇五 同上】

第七條 法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇五 同上】

【新設】

一 児童福祉法第十八条の十八第一項の保育士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の保育士登録証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 児童福祉法施行規則第六条の三十四（第一号に限る。）の保育士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第八条 法別表第二の九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等）をいう。以下この条において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令第二十二條第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四條第一項の保護の開始若しくは同法第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同法第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

【一〇五 同上】

【一〇五 同上】

第九条 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇五 略〕

第十条 法別表第二の十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇六 略〕

第十条の二 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇七 略〕

第十条の三 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務とし、同表の十五の項の主務省令で定める情報は、同条第一項に規定する児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第十一条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇八 略〕

第十一条の二 法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇九 略〕

第十二条 法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一一〇 略〕

第十二条の二 法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条のあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許の申請に係る事

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇五 同上〕

第十条 法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇六 同上〕

第十条の二 法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇七 同上〕

第十条の三 法別表第二の十三の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務とし、同表の十三の項の主務省令で定める情報は、同条第一項に規定する児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇八 同上〕

第十一条の二 法別表第二の十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一〇九 同上〕

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
〔一一〇 同上〕

〔新設〕

実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）第三条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第四条第二項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十二条の三 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 栄養士法第五条第一項の栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務 当該取消し又は使用の停止に係る者に係る戸籍関係情報

三 栄養士法施行令（昭和二十八年政令第百三十一号）第三条第一項の栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 栄養士法施行令第四条第一項又は第三項の栄養士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五 栄養士法施行令第五条第一項の栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六 栄養士法施行令第六条第一項の栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十二条の四 法別表第二の二十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 栄養士法第二条第三項の管理栄養士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

〔新設〕

〔新設〕

二 栄養士法第五条第二項の管理栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務  
当該取消し又は使用の停止に係る者に係る戸籍関係情報

三 栄養士法施行令第三条第三項の管理栄養士の登録事項の変更の申請に係る事実についての  
審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 栄養士法施行令第四条第二項又は第三項の管理栄養士の登録の抹消の申請に係る事実につ  
いての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

五 栄養士法施行令第五条第二項の管理栄養士免許証の書換え交付の申請に係る事実について  
の審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六 栄養士法施行令第六条第二項の管理栄養士免許証の再交付の申請に係る事実についての審  
査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十二条の五 法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年  
法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する事  
務とし、同表の二十二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げ  
る情報とする。  
【一・二 略】

第十二条の六 法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、予防接種法第六条第一項か  
ら第三項までの予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種  
の実施の指示に関する事務及び同法第六条第四項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務  
とし、同表の二十三の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法  
施行規則第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とす  
る。

第十二条の七 法別表第二の二十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務と  
し、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情  
報とする。  
【一・二 略】

第十三条 法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同  
項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす  
る。  
【一〜三 略】

第十三条の二 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務と  
し、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情  
報とする。  
【一〜三 略】

第十二条の二 法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三  
年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する  
事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に  
掲げる情報とする。  
【一・二 同上】

第十二条の二の二 法別表第二の十六の三の項の主務省令で定める事務は、予防接種法第六条第  
一項から第三項までの予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予  
防接種の実施の指示に関する事務及び同法第六条第四項の予防接種の実施に必要な協力に関す  
る事務とし、同表の十六の三の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予  
防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情  
報とする。

第十二条の三 法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、  
同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と  
する。  
【一・二 同上】

第十三条 法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項  
の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とす  
る。  
【一〜三 同上】

第十三条の二 法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、  
同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と  
する。  
【一〜三 同上】

第十三条の三 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第二条の医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 医師法第十六条の六第一項の臨床研修を修了した旨の医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 三 医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第五条第一項の医籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 医師法施行令第六条第二項の医籍の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 五 医師法施行令第八条第一項の医師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 六 医師法施行令第九条第一項の医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 七 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第二十二条第一項の臨床研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 八 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令第二十三条第一項の臨床研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十三条の四 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

- 一 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第一条の歯科医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 歯科医師法第十六条の四第一項の臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 三 歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第五条第一項の歯科医籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 歯科医師法施行令第六条第二項の歯科医籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 五 歯科医師法施行令第八条第一項の歯科医師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 六 歯科医師法施行令第九条第一項の歯科医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

七 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三百三十一号）第二十二条第一項の臨床研修修了登録証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第二十三条第一項の臨床研修修了登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十三条の五 法別表第二の二十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第七条の保健師、助産師又は看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第三条第一項の保健師籍若しくは看護師籍又は同条第二項の助産師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 保健師助産師看護師法施行令第五条第一項の保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 保健師助産師看護師法施行令第六条第一項の保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 保健師助産師看護師法施行令第七条第一項の保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十三条の六 法別表第二の三十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 保健師助産師看護師法第八条の准看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 保健師助産師看護師法施行令第三条第三項の准看護師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 保健師助産師看護師法施行令第五条第一項の准看護師籍の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 保健師助産師看護師法施行令第六条第二項の准看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 保健師助産師看護師法施行令第七条第二項の准看護師免許証の再交付の申請に係る事実に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

〔新設〕

〔新設〕

ついでに審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十三条の七 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第三条の歯科衛生士免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）第三条第一項の歯科衛生士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 歯科衛生士法施行規則第四条第二項の歯科衛生士の登録の抹消の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 歯科衛生士法施行規則第五条第一項（同令第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 歯科衛生士法施行規則第六条第一項（同令第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第十四条 法別表第二の三十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇三 略〕

第十五条 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の同法第三十条の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

〔一〇三 略〕

第十六条 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 略〕

第十七条 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

〔新設〕

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇三 同上〕

第十五条 法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の同法第三十条の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

〔一〇三 同上〕

第十六条 法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 同上〕

第十七条 法別表第二の二十四の項の主務省令で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

【一・二 略】

第十八条 法別表第二の三十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 略】

第十九条 法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇六 略】

第二十条 法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇二十三 略】

第二十一条 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十五 略】

第二十二条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十一 略】

第二十二條の二 法別表第二の四十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条の診療放射線技師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 診療放射線技師法第八条第二項の診療放射線技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第一条の四第一項の診療放射線技師籍の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 診療放射線技師法施行令第二条第二項の診療放射線技師籍の登録の消除の申請に係る事実

【一・二 同上】

第十八条 法別表第二の二十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 同上】

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇六 同上】

第二十条 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇二十三 同上】

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十五 同上】

第二十二条 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十一 同上】

【新設】

についての審査に関する事務 当該申請に係る戸籍関係情報  
五 診療放射線技師法施行令第三条第一項の診療放射線技師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十二條の二の二 法別表第二の四十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条の税理士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 税理士法第二十条の税理士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 三 税理士法第二十五条第一項（第三号に限る。）の税理士の登録の取消しに関する事務 当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報
- 四 税理士法第二十六条第一項（第二号に限る。）の税理士の登録の抹消に関する事務 当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報
- 五 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十一条の二の指導又は助言に関する事務 当該指導又は助言に係る者に係る戸籍関係情報

第二十二條の二の三 法別表第二の四十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇九 略〕

第二十二條の三 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二十三 略〕

第二十二條の四 法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一一二 略〕

2 法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一二二 略〕

〔新設〕

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇九 同上〕

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二十三 同上〕

第二十二條の四 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一一二 同上〕

2 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一二二 同上〕

3 法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 略】

4 法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 略】

第二十三条 法別表第二の四十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 略】

第二十三条の二 法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第三条の歯科技工士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第三条第一項の歯科技工士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 歯科技工士法施行令第四条第二項の歯科技工士の登録の削除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 歯科技工士法施行令第五条第一項（同令第七条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 歯科技工士法施行令第六条第一項（同令第七条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十四条 法別表第二の五十一の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

【一〜三 略】

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 同上】

4 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 同上】

第二十三条 法別表第二の三十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一・二 同上】

【新設】

第二十四条 法別表第二の三十八の項の主務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

【一〜三 同上】

第二十四条の二 法別表第二の五十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

- 一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の臨床検査技師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第三条第一項の臨床検査技師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 臨床検査技師等に関する法律施行令第四条第二項の臨床検査技師の登録の削除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 臨床検査技師等に関する法律施行令第五条第一項の臨床検査技師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 五 臨床検査技師等に関する法律施行令第六条第一項の臨床検査技師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第二十四条の二の二 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二十二 略〕

第二十四条の三 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の五十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 略〕

第二十四条の四 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の五十五の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

第二十五条 法別表第二の五十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二十二 同上〕

第二十四条の三 法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 同上〕

第二十四条の四 法別表第二の四十一の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

する。

【一〇十八 略】

第二十五条の二 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の五十七の項の主務省令で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇七 略】

第二十六条 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項の特例対象被保険者等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の五十八の項の主務省令で定める情報は、当該届出に係る特例対象被保険者等に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報とする。

第二十六条の二 法別表第二の六十一の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一一二 略】

第二十六条の三 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一一五 略】

第二十六条の四 法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一二二 略】

第二十七条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一三三 略】

第二十八条 法別表第二の六十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

する。

【一〇十八 同上】

第二十五条の二 法別表第二の四十三の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表の四十三の項の主務省令で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇七 同上】

第二十六条 法別表第二の四十四の項の主務省令で定める事務は、国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項の特例対象被保険者等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の四十四の項の主務省令で定める情報は、当該届出に係る特例対象被保険者等に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報とする。

第二十六条の二 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一一二 同上】

第二十六条の三 法別表第二の四十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一一五 同上】

第二十六条の四 法別表第二の五十の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一二二 同上】

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一三三 同上】

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十 略】

第二十九条 法別表第二の六十九の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一〇四 略】

第二十九条の二 法別表第二の七十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二条の薬剤師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第五条第一項の薬剤師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 薬剤師法施行令第六条第二項の薬剤師の登録の削除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 薬剤師法施行令第八条第一項の薬剤師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 五 薬剤師法施行令第九条第一項の薬剤師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十条 法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 略】

第三十一条 法別表第二の七十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇八 略】

第三十一条の二 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十五 略】

同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十 同上】

第二十九条 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一〇四 同上】

【新設】

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 同上】

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇八 同上】

第三十一条の二 法別表第二の五十七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇十五 同上】

第三十一条の二の二 法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇二十三 略】

第三十一条の三 法別表第二の七十六の項の主務省令で定める事務は、地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の七十六の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一〇四 略】

第三十一条の四 法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の七十七の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇二 略】

第三十二条 法別表第二の七十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 略】

第三十三条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇七 略】

第三十四条 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇四 略】

第三十一条の二の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇二十三 同上】

第三十一条の三 法別表第二の五十九の項の主務省令で定める事務は、地方公務員等共済組合法第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三条に規定する給付並びに平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の五十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一〇四 同上】

第三十一条の四 法別表第二の六十の項の主務省令で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の六十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇二 同上】

第三十二条 法別表第二の六十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇三 同上】

第三十三条 法別表第二の六十二の項の主務省令で定める事務は、老人福祉法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の六十二の項の主務省令で定める情報は、老人福祉法第十条の四第一項又は第十一条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

【一〇七 同上】

第三十四条 法別表第二の六十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

【一〇四 同上】

第三十五条 法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕四 略

第三十六条 法別表第二の八十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕三 略

第三十七条 法別表第二の八十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕六 略

第三十八条 法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕四 略

第三十八条の二 法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕二 略

第三十八條の二の二 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の理学療法士又は作業療法士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第三条第一項の理学療法士又は作業療法士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 理学療法士及び作業療法士法施行令第四条第二項の理学療法士又は作業療法士の登録の消

第三十五条 法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕四 同上

第三十六条 法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕三 同上

第三十七条 法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕六 同上

第三十八条 法別表第二の六十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕四 同上

第三十八條の二 法別表第二の六十八の項の主務省令で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕二 同上

〔新設〕

四 理学療法士及び作業療法士法施行令第五条第一項の理学療法士免許証又は作業療法士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 理学療法士及び作業療法士法施行令第六条第一項の理学療法士免許証又は作業療法士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十八条の三 法別表第二の八十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕八 略〕

第三十九条 法別表第二の八十九の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の八十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕四 略〕

第三十九条の二 法別表第二の九十の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕二 略〕

第三十九条の三 法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕三 略〕

第三十九条の四 法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、地方公務員災害補償法第四十七条第一項の福祉事業の実施に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該福祉事業に係る被災職員及びその遺族に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第三十九条の四の二 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十第一項（第二号に限る。）の社会保険労務士の登録の抹消に関する事務とし、同表の九十四の項の主務省令で定める情報は、当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第三十八条の三 法別表第二の六十九の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕八 同上〕

第三十九条 法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕四 同上〕

第三十九条の二 法別表第二の七十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〕二 同上〕

第三十九条の三 法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕三 同上〕

第三十九条の四 法別表第二の七十二の二の項の主務省令で定める事務は、地方公務員災害補償法第四十七条第一項の福祉事業の実施に関する事務とし、同表の七十二の二の項の主務省令で定める情報は、当該福祉事業に係る被災職員及びその遺族に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

〔新設〕

第三十九条の四の三 法別表第二の九十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

- 一 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の柔道整復師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）第三条第一項の柔道整復師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 柔道整復師法施行規則第四条第二項の柔道整復師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 柔道整復師法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 五 柔道整復師法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十九条の四の四 法別表第二の九十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

- 一 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の視能訓練士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第三条第一項の視能訓練士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 視能訓練士法施行令第四条第二項の視能訓練士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 視能訓練士法施行令第五条第一項の視能訓練士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 五 視能訓練士法施行令第六条第一項の視能訓練士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第四十条 法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇六略〕

〔一〇六 同上〕

第四十条の二 法別表第二の九十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務と

第四十条の二 法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務と

し、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 略】

第四十条の三 法別表第二の九十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇五 略】

第四十一条 法別表第二の百の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一一二 略】

第四十一条の二 法別表第二の百一の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の百一の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。  
【一〇六 略】

第四十一条の三 法別表第二の百二の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務とし、同表の百二の項の主務省令で定める情報は、当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十二条 法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一一二 略】

第四十三条 法別表第二の百四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 略】

第四十三条の二 法別表第二の百五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 略】

し、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 同上】

第四十条の三 法別表第二の七十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇五 同上】

第四十一条 法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一一二 同上】

第四十一条の二 法別表第二の七十八の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第三十七条第八項の傷病手当の支給の調整に関する事務とし、同表の七十八の項の主務省令で定める情報は、同条第一項の認定を受けた受給資格者に係る次に掲げる情報とする。  
【一〇六 同上】

第四十一条の三 法別表第二の七十八の二の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務とし、同表の七十八の二の項の主務省令で定める情報は、当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一一二 同上】

第四十三条 法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 同上】

第四十三条の二 法別表第二の八十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 同上】

第四十三條の二の二 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百四條の保険料の還付に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十三條の三 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百八の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 略〕

第四十三條の三の二 法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七條第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百九の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一〇八 略〕

第四十三條の三の三 法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八條の社会福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 社会福祉士及び介護福祉士法第三十一條第一項（同法第三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る戸籍関係情報

三 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二條第一項の介護福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十二條第二項において読み替えて準用する同法第三十一條第一項（同法第四十三條第三項において準用する同法第三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る戸籍関係情報

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第十三條第一項（同令第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

六 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十五條（第一号に限る。）（同令第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る戸籍関係情報

第四十三條の二の二 法別表第二の八十二の項の主務省令で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律第百四條の保険料の還付に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十三條の三 法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 同上〕

第四十三條の三の二 法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七條第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

七 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において読み替えて準用する同令第十三条第一項（同令第二十六条において読み替えて準用する同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

八 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において読み替えて準用する同令第十五条（第一号に限る。）（同令第二十六条において読み替えて準用する同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第四十三条の三の四 法別表第二の百十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三条の臨床工学技士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第三条第一項の臨床工学技士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 臨床工学技士法施行規則第四条第二項の臨床工学技士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 臨床工学技士法施行規則第六条第一項の臨床工学技士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 臨床工学技士法施行規則第七条第一項の臨床工学技士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十三条の三の五 法別表第二の百十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の義肢装具士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第三条第一項の義肢装具士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 義肢装具士法施行規則第四条第二項の義肢装具士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 義肢装具士法施行規則第六条第一項の義肢装具士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 義肢装具士法施行規則第七条第一項の義肢装具士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

〔新設〕

〔新設〕

第四十三條の三の六 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔新設〕

一 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の救急救命士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二 救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第四条第二項の救急救命士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四 救急救命士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五 救急救命士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十三條の四 法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

第四十四條 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇六 略〕

第四十四條の二 法別表第二の百十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 略〕

第四十四條の三 法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二 略〕

第四十三條の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 同上〕

第四十四條 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇六 同上〕

第四十四條の二 法別表第二の八十八の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 同上〕

第四十四條の三 法別表第二の八十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二 同上〕

第四十四条の四 法別表第二の百二十の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一・二 略〕

第四十四条の五 法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百二十一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 略〕

第四十五条 法別表第二の百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百二十二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇五 略〕

第四十六条 法別表第二の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇七 略〕

〔2 略〕

第四十七条 法別表第二の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四十八 略〕

〔2 略〕

第四十七条の二 法別表第二の百二十五の項の主務省令で定める事務は、介護保険法第六十九条の五（第一号に限る。）の介護支援専門員の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該届出に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第四十七条の三 法別表第二の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める

第四十四条の四 法別表第二の九十の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る次に掲げる情報とする。

〔一・二 同上〕

第四十四条の五 法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇四 同上〕

第四十五条 法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇五 同上〕

第四十六条 法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇七 同上〕

〔2 同上〕

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四十八 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

情報とする。

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十四条第一項（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 四 精神保健福祉士法施行規則第十六条（第一号に限る。）（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第四十七条の四 法別表第二の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の言語聴覚士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 三 言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第四条第二項の言語聴覚士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
- 四 言語聴覚士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 五 言語聴覚士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十八条 法別表第二の百二十九の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百二十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一・二略】

第四十九条 法別表第二の百三十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

【新設】

第四十八条 法別表第二の九十六の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の九十六の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一・二 同上】

第四十九条 法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、

同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 略】

第四十九条の二 法別表第二の百三十四の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百三十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。  
【一〇四 略】

第五十条 法別表第二の百三十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇二 略】

第五十一条 法別表第二の百三十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇七 略】

第五十二条 法別表第二の百三十八の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号又は附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百三十八の項の主務省令で定める情報は、当該請求に係る同法第三条の児童生徒等又は同法附則第八条第一項の児童が属する世帯の世帯主に係る生活保護実施関係情報とする。

第五十三条 法別表第二の百四十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇六 略】

第五十四条 法別表第二の百四十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇六 略】

同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇三 同上】

第四十九条の二 法別表第二の百一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。  
【一〇四 同上】

第五十条 法別表第二の百二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇二 同上】

第五十一条 法別表第二の百三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇七 同上】

第五十二条 法別表第二の百四の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号又は附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百四の項の主務省令で定める情報は、当該請求に係る同法第三条の児童生徒等又は同法附則第八条第一項の児童が属する世帯の世帯主に係る生活保護実施関係情報とする。

第五十三条 法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇六 同上】

第五十四条 法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇六 同上】

第五十五条 法別表第二の百四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇十一 略〕

第五十五条の二 法別表第二の百四十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 略〕

第五十五条の三 法別表第二の百四十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 略〕

第五十六条 法別表第二の百四十五の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項又は第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百四十五の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 略〕

第五十七条 法別表第二の百四十六の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百四十六の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 略〕

第五十八条 法別表第二の百四十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二 略〕

第五十九条 法別表第二の百四十八の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百四十八の項の主務省令で定める情報は、次に掲

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇十一 同上〕

第五十五条の二 法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 同上〕

第五十五条の三 法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 同上〕

第五十六条 法別表第二の百十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項又は第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 同上〕

第五十七条 法別表第二の百十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一〇三 同上〕

第五十八条 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇二 同上〕

第五十九条 法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる

げる情報とする。  
【一〇十 略】

第五十九条の二の二 法別表第二の百五十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇十四 略】

第五十九条の二の三 法別表第二の百五十二の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。  
【一〇四 略】

第五十九条の三 法別表第二の百五十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇四 略】

第五十九条の三の二 法別表第二の百五十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条の公認心理師の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 二 公認心理師法第三十一条第一項（同法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る戸籍関係情報
- 三 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十六条第一項（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
- 四 公認心理師法施行規則第十八条（第一号に限る。）（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

情報とする。  
【一〇十 同上】

第五十九条の二の二 法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇十四 同上】

第五十九条の二の三 法別表第二の百十七の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。  
【一〇四 同上】

第五十九条の三 法別表第二の百二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。  
【一〇四 同上】

【新設】

第五十九条の四 法別表第二の百五十七の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定の給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定める

第五十九条の四 法別表第二の百二十一の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定の給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定める

ものとし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報であつて内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。  
【一・二 略】

ものとし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報であつて内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。  
【一・二 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。